

寄附金の受入れにあたってのお願い

寄附金の受入にあたり、寄附者の申告にかかる軽減や、適正な課税事務執行のために以下の事項についてご協力ください。

1 寄附金を受け入れた場合には、寄附者に対して、次の(1)から(4)の事項についてお知らせしてください。

- (1) 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、税務署に対して所得税の確定申告書を提出する必要があること。
- (2) 所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けるためには、市に対する簡易な申告によることができること。(2ページ「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」参照)
- (3) (1)または(2)の申告にあたっては、寄附金を受け入れた法人が交付した寄附金受領証明書を添付する必要があること。(下記2及び3ページ「寄附金受領証明書(例)」参照)
- (4) 個人住民税の寄附金税額控除の適用の可否は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市町村における条例の内容により判定されること。

2 寄附金を受け入れた場合には、寄附者に対して、次の①から⑥の事項を記載した寄附金受領証明書を交付してください。(3ページ「寄附金受領証明書(例)」参照)

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 寄附者の住所 | ④ 寄附金を受領した年月日 |
| ② 寄附者の氏名 | ⑤ 法人の種別・名称 |
| ③ 受領した寄附金の額 | ⑥ 法人の(主たる事務所の)所在地 |

3 個人住民税の賦課事務を行うにあたり、寄附者の申告内容を確認する必要があるため、岐阜市から照会があった場合には、次の①から④の事項を記載した寄附者名簿を提出してください。(4ページ「寄附者名簿(例)」参照)

- | | |
|----------|---------------|
| ① 寄附者の住所 | ③ 受領した寄附金の額 |
| ② 寄附者の氏名 | ④ 寄附金を受領した年月日 |

○ 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書

※ この申告書は、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けようとする場合に、提出するものです。寄附をした年の翌年の1月1日現在に岐阜市外にお住まいの方は、お住まいの市町村に提出してください。

※ この申告書を使用する場合は、岐阜市役所市民税課へご請求ください。

平成	年度分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除申告書	
平成	年	月	整理番号	
	岐阜市長	殿		
住 所			フリガナ	
			氏 名	印
平成 年 1月1日 現在の住所			生年月日	明・大 昭・平
			電話番号	
<p>あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。</p>				
1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金				
寄 付 先			寄 附 金 額	
			円	
			計	
2. 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金				
寄 付 先			寄 附 金 額	
			円	
			計	
3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金				
寄 付 先		指定区分	寄 附 金 額	
		都道府県 市区町村	円	
		都道府県 市区町村		
		都道府県 市区町村		
		都道府県分		
		市区町村分		
計				

○ 寄附金受領証明書（例）

※ この証明書は、寄附金を受け入れた法人が、寄附者に対して交付するものです。

※ 下記はあくまで例であり、①寄附者の住所 ②寄附者の氏名 ③受領した寄附金の額 ④寄附金を受領した年月日 ⑤法人の種別・名称 ⑥法人の（主たる事務所）の所在地の記載があれば、既存のもので結構です。なお、本市においては、法人の主たる事務所の所在地をもって寄附金控除の適否を判断することとしておりますので、よろしくご配慮願います。

寄附金受領証明書

住所 岐阜県岐阜市〇〇1-1

氏名 岐阜 太郎 様

¥ 100,000

上記の金額を受領いたしました。

平成 21年 8月 10日

岐阜県岐阜市〇〇町〇〇2-2

〇〇法人 〇〇会 会長 織田 二郎 印

< 寄附金税額控除の適用を受ける場合の留意事項 >

- (1) 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。
- (2) 所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けるためには、市町村に対する簡易な申告によることができます。(2ページ「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」参照)
- (3) (1)または(2)の申告にあたっては、この寄附金受領証明書を添付する必要があります。
- (4) 個人住民税の寄附金税額控除の適用の可否は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市町村における条例指定の内容により判定されます。

